

院 内 掲 示

(療担規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項) 令和7年6月1日現在

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○入院基本料に関する事項

◇ 精神病棟入院基本料 15 対 1 (東 4 病棟・西 5 病棟)

日勤・夜勤合わせて入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。
内 7 割以上が看護師です。また、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

◇ 精神科救急急性期医療入院料 (東 2 病棟・東 3 病棟)

日勤・夜勤合わせて入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護師を配置しております。

◇ 精神療養病棟入院料 (東 7 病棟・西 2 病棟・西 3 病棟・西 4 病棟・西 6 病棟)

日勤・夜勤合わせて入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員及び看護補助者を配置しております。

◇ 認知症治療病棟入院料 1 (東 5 病棟・東 6 病棟)

日勤・夜勤合わせて入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

看護師及び看護補助者の配置については、各病棟、時間帯、休日などで配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

○保険医療機関の従事者以外のものによる看護（付添看護）に関する事項

当院では、保険医療機関による従事者以外の付添看護は行っておりません。ご了承ください。

○入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

○明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料発行しております。なお、明細書には使用された医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

○保険外負担に関する事項

当院では、特別療養環境室料、診断書・証明書作成料、その他療養の給付とは直接関係のないサービスにつきまして、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の「特別療養環境室のご案内」「診断書・証明書（自費）一覧」「保険外負担金（自費）一覧」をご参照ください。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は、一切認められていません。